

ろ過池濁度計特記仕様書

1. 概要

柴原浄水場の急速砂ろ過池のろ過水を計測するろ過池濁度計の納品搬入、設置を行うものである。

2. 納品・設置場所

柴原浄水場 ろ過池管廊 豊中市宮山町 3-20-1

3. 内容

機器を納品搬入し、設置据付後、その他調整等、機器の使用に必要な調整すべてを行う。なお、既設機器の撤去及び廃棄処分も含むものとする。

4. 納品機器

- ろ過池濁度計 (No.1 ろ過池濁計～No.8 ろ過池濁度計)
検出器 8 台 (No.1 ろ過池～No.8 ろ過池)
変換器 4 台 ※

※変換器は、No. 1 ろ過池・No. 2 ろ過池共通、No. 3 ろ過池・No. 4 ろ過池共通、
No. 5 ろ過池・No. 6 ろ過池共通、No. 7 ろ過池・No. 8 ろ過池共通とする。

- 予備品 1 式

5. 機器仕様

低濃度濁度計(高感度濁度計)

※既設相当品とし、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、ろ過池の各池の出口で濁度が 0.1 度以下であることを測定できるもの。

・検出器

測定方式 散乱光測定方式
測定試料 ろ過水(令和 7 年度濁度:0.015 度～0.038 度)
測定範囲 0 度から1度程度(低濁度対応)(濁度が小数点第 3 位まで測定可能)
測定精度 繰返し性誤差 ±3.0%(FS)以内

・変換器

出力信号 DC4～20mA
No.1 ろ過池濁度、No.2ろ過池濁度、No.3ろ過池濁度、No.4ろ過池濁度
No.5ろ過池濁度、No.6ろ過池濁度、No.7ろ過池濁度、No.8ろ過池濁度

6. 予備品

- ・濁度計定期交換部品（8台1年分※） 1式
※ろ過池濁度計メーカー推奨の一年間分の定期交換部品
- ・定期交換部品収納ボックス 1式

7. 既設機器

- ・No.1～No.8 ろ過水濁度計

型 式：濁度検出器 1720E 型（東亜ディーケーケー（株）HACH 製）8 台
変換器 SC100 型（東亜ディーケーケー（株）HACH 製）4 台

測定対象：ろ過水

測定方式：散乱光測定方式

表示方式：デジタル表示（選択して切替表示）

測定範囲：0.0000～100.00度

正確さ：0～40度 読取値の±2%または、±0.02度（いずれか大きい方）

変換器出力レンジ：2CH 4～20mA、負荷抵抗最大500Ω

8. 据付調整等

- ・現行機器が設置されている場所に据付すること。（既設架台を再利用可能）
- ・機器取付後、動作確認、校正、出力調整をすること。
- ・既設機器の撤去及び廃棄処分を行うこと。
- ・既設機器を撤去し、自立架台を設置する場合は、既設コンクリートへケミカルアンカーを用いて固定すること。

9. 特記事項

- ・電源、出力信号ケーブル等は既設品を再利用できる。（ただし、ケーブル延長や電設材料等は今回に含むものとする。）
- ・ろ過池濁度の中央監視システムとのループ試験を実施すること。
- ・機器操作及びメンテナンスの説明会を実施すること。
- ・現在状況を事前に確認するため、現場調査をすることができる。なお、現場調査の希望日を浄水課浄水係 06-6841-0070 へ電話し、事前調整すること。

10. 納期

令和9年(2027年)3月15日まで（試運転完了までを含む）

11. 実施要項

- （1）機器の搬入、設置等の手順については、浄水場の運転を継続しながら設置することから、2池（共通池）毎の作業とし、担当者と協議すること。

- (2) 落札業者及び製造業者は、機器の搬入設置に関するすべての責任を負うこと。
- (3) 作業中は必要な場所以外には立ち入らないものとし、作業者であることが容易に分かるよう留意すること。また、作業中は事故が発生しないよう十分注意すること。
- (4) 設置完了時には、落札業者及び製造業者の立ち会いの上、機器の動作確認をすること。
- (5) 設置完了後、初期不良等による問題が生じた場合には、落札業者及び製造業者は各々の負担により速やかに補修を行うこと。
- (6) 不可抗力による機器の故障については、設置完了後1年間は落札業者及び製造業者保証すること。
- (7) 既設撤去及び廃棄処分については、関連法に基づき適正に行うこと。
- (8) 作業時間は原則、平日の9時～17時までとします。

1 2. 不当介入に対する報告・届出等

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本局（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに本局に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。

ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日不当介入報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は当該受注者等に対し注意の喚起を行うことがある。
- 5 本契約の契約金額が500万円を超す場合、受注者は暴力団員または暴力団密接関係者ではない旨の誓約書を契約時に提出しなければならない。

受注者が誓約書に違反した場合は、発注者は以下の措置を行う。

 - (1) 当該契約を解除し、違約金を徴収する。
 - (2) 受注者を一定期間の入札資格停止処分とする。

1 3. 環境対策実施要項

豊中市上下水道局の環境マネジメントシステムに則り、本業務においても環

境に配慮した業務を行うものとする。